

サービスの利用者負担について

●内 容

第1号被保険者(65歳以上)の方のうち、一定以上の所得がある方の利用者負担割合は、2割になります。ただし、1か月の利用者負担には上限額(高額介護サービス費33ページ)がありますので、全員の負担が2倍になるわけではありません。

利用者負担割合の判定

割合	対象者	基準
2割	第1号被保険者(65歳以上の方)	本人の合計所得金額(※1)が160万円以上 かつ、世帯に65歳以上の方が本人しかいない場合で、「公的年金等収入額+その他の合計所得金額(※2)」が280万円以上(2人以上の場合は合計が346万円以上)
1割	以下のいずれかに該当する場合は1割になります。 ① 生活保護等受給者 ② 本人が市民税非課税 ③ 本人の合計所得金額が160万円未満 ④ 本人の合計所得金額が160万円以上 かつ、世帯に65歳以上の方が本人しかいない場合で、「公的年金等収入額+その他の合計所得金額(※)」が280万円未満(2人以上の場合は合計が346万円未満) ⑤ 旧措置入所者(平成12年4月1日以前から、市町村の措置によって特別養護老人ホームに入所している方) ⑥ 第2号被保険者(40歳から64歳までの方)	

※1…合計所得金額については、7ページ「保険料について」の※4を参照してください。  
 ※2…その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る所得金額(雑所得)を差し引いた金額です。

●介護保険負担割合証

利用している介護サービス事業所などに、介護保険証と一緒に、ご提示いただく必要があります。



介護保険負担割合証		交付年月日 平成XX年XX月XX日		
番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0			
被 保 険 者	123-4567 横浜市港区港町1-1 市庁舎8階 健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課			
氏 名	あいうえお かきくけこ			
生年月日	昭和10年11月12日	性別	男	
利用者の負担割合	適 用 期 間			
X 割	開始年月日	平成XX年XX月XX日	終了年月日	平成XX年XX月XX日
X 割	開始年月日	平成XX年XX月XX日	終了年月日	平成XX年XX月XX日
保険者番号	X X X X X X	公印	横浜市	

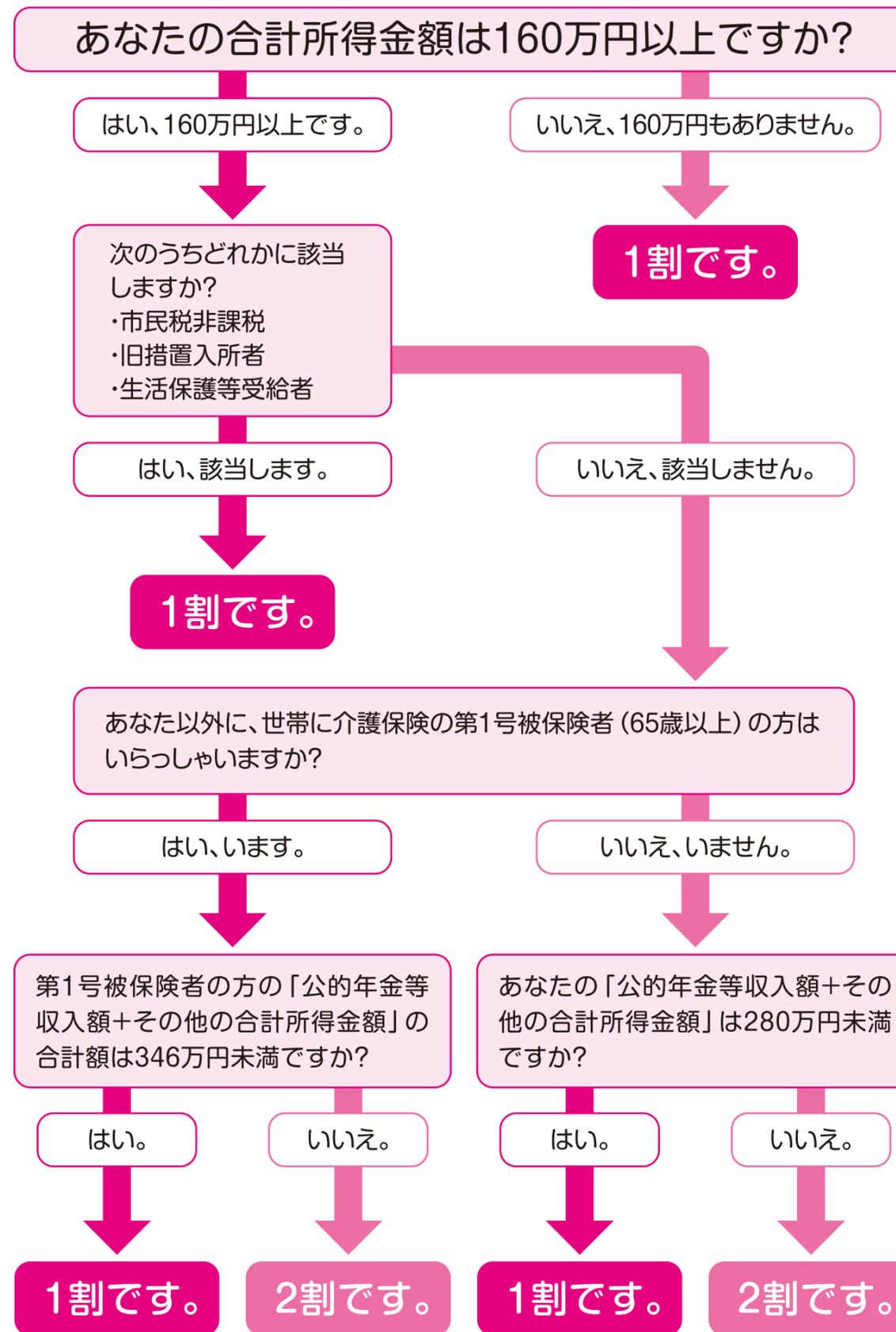
負担割合が記載されます。

※負担割合証のイメージです。実際の証と異なります。

サービスの利用者負担について

毎年8月1日に利用者負担割合の判定を行います。

〈判定方法〉



サービスの利用者負担について

## 利用者負担の軽減について 高額介護サービス費等

### ●内 容

1か月の利用者負担が一定の上限額(下表)を超えるときには区役所に申請すると「高額介護サービス費等」が払い戻されます。ここでの利用者負担とは、保険対象である介護サービス費用の1割(または2割)負担相当額をさします。

対象となるのは、介護サービス・施設サービス(部屋代、食費を除く)・地域密着型サービス等の利用に係る自己負担分で、福祉用具購入・住宅改修における自己負担分は除きます。

### ●利用のながれ

高額介護サービス費等の支給を受けるには、区役所に申請する必要があります。

なお、一度、申請書(高額介護サービス費等支給申請書)により、銀行振込用の口座を区役所に届けると、それ以降、高額介護サービス費等に該当する場合は、自動的にその口座に振り込まれる制度があります。

●自己負担の上限額は世帯で合算するため、夫婦等要介護者(要支援者)が複数いる世帯の場合、その利用料を合算して自己負担の上限額を超える金額を支払った場合に、高額介護サービス費等が払い戻されます。計算式は次のとおりです。

$$\text{自己負担の上限額} = \frac{\text{本人の自己負担額}}{\text{世帯全体の利用者負担額}} \times (\text{世帯全体の利用者負担額} - \text{世帯の自己負担の上限額})$$

#### 例1 世帯に要介護者(要支援者)が1名のみの場合

自己負担の上限額が24,600円の単身の方が1か月に30,000円の自己負担をした場合。

$$\text{算定方法} \quad \frac{\text{本人の自己負担額} - \text{本人の自己負担上限額}}{\text{世帯全体の利用者負担額}} = \text{高額介護サービス費}$$

$$\frac{30,000\text{円} - 24,600\text{円}}{\text{世帯全体の利用者負担額}} = 5,400\text{円}$$

#### 例2 世帯に要介護者(要支援者)が2名以上いる場合(世帯合算をする場合)

夫婦2人とも市民税非課税世帯(世帯の自己負担上限額:24,600円)の第3段階であり、1か月に夫が30,000円、妻が10,000円の自己負担をした場合。

- 夫の高額介護サービス費  

$$\{(30,000\text{円} + 10,000\text{円}) - 24,600\text{円}\} \times \frac{30,000\text{円}}{30,000\text{円} + 10,000\text{円}} = 11,550\text{円}$$
- 妻の高額介護サービス費  

$$\{(30,000\text{円} + 10,000\text{円}) - 24,600\text{円}\} \times \frac{10,000\text{円}}{30,000\text{円} + 10,000\text{円}} = 3,850\text{円}$$

※総合事業によるサービスを利用した場合は、計算方法が異なることがあり、世帯合算をした結果、一名の世帯員にまとめて払い戻される場合があります。

### 利用者負担段階

表1

利用者負担段階	対象者	高額介護サービス費支給による自己負担の上限額(月額)	
		世帯の限度額	個人の限度額
第1段階	・市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	15,000円	15,000円
第2段階	・市民税非課税世帯の方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	24,600円	15,000円
第3段階	・市民税非課税世帯の方で上記第2段階以外の方	24,600円	24,600円
第4段階	・市民税課税世帯のうち第5段階以外の方	37,200円	37,200円
第5段階※1	・課税所得145万円以上の方※	44,400円	44,400円

※年収が383万円未満(1号被保険者が複数いる世帯は520万円未満)の場合には申請により第4段階になります。

## 部屋代(居住費・滞在費)・食費の負担軽減<介護保険負担限度額認定証>

### ●内 容

施設入所及び短期入所(ショートステイ)利用時の部屋代(居住費・滞在費)・食費については、通常、全額自己負担となりますが、所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得に応じた負担限度額が設けられ、自己負担が軽減されます。

世帯・本人の所得の状況に応じて段階が分かれています。(表2)

### ●利用の流れ

～区役所への申請～

このサービス(特定入所者介護サービスといいます)を利用するためには、区役所に申請する必要があります。申請し認定を受けると「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。

～施設への提示～

施設に「介護保険負担限度額認定証」を提示します。これにより、部屋代・食費の自己負担が表2「負担限度額」の金額に減額されます。

### ●対象となるサービス

- 施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)
- (介護予防)短期入所生活介護 ●(介護予防)短期入所療養介護

### 負担限度額(日額)

表2 国の定める基準費用額(日額) 表3

段階	対象者	負担限度額		部屋代	食費
		部屋代	食費		
第1段階	・市民税非課税世帯(※1)で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	多床室	0円	300円	1,380円
		従来型個室	(特養等) 320円 (老健・療養等) 490円		
		ユニット型準個室	490円		
		ユニット型個室	820円		
第2段階	・市民税非課税世帯(※1)で、本人の預貯金等の合計額が基準額(※2)以下の方で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計(※3)が年間80万円以下の方	多床室	370円	390円	1,380円
		従来型個室	(特養等) 420円 (老健・療養等) 490円		
		ユニット型準個室	490円		
		ユニット型個室	820円		
第3段階	・市民税非課税世帯(※1)で、本人の預貯金等の合計額が基準額(※2)以下の方で、第2段階以外の方	多床室	370円	650円	1,380円
		従来型個室	(特養等) 820円 (老健・療養等) 1,310円		
		ユニット型準個室	1,310円		
		ユニット型個室	1,310円		
第4段階	・上記以外の方	・第4段階の方には負担限度額が設けられていません。 ・食費や部屋代は施設との契約によって決まります。			

サービスの利用者負担について

### 負担限度額第4段階の方の特例<特例減額措置>

2人以上の世帯(※1)において、介護保険施設に入所して部屋代・食費を負担した結果、以下の要件(下表)をすべて満たした場合には、区役所への申請により、負担限度額が第3段階に軽減されます。

特例減額措置の対象要件	特例減額措置の内容
①第4段階の部屋代・食費の負担を行っていること ②世帯(※1)の年間収入から施設の利用者負担(自己負担、部屋代・食費の年間見込額)を除いた額が80万円以下であること ③世帯(※1)の預貯金等の合計額が450万円以下であること ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ⑤介護保険料を滞納していないこと	左の要件の②に該当しなくなるまで、食費もしくは部屋代またはその両方について、負担限度額第3段階の負担限度額を適用します。

※1 世帯・・・本人が属する住民基本台帳上の世帯(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。)

※2 配偶者がいる場合は夫婦の合計額が2,000万円(単身の場合は、本人の額が1,000万円)

※3 平成28年8月以降、非課税年金額を合計所得金額と公的年金等収入額と合算し、80万円以下の判定を行います。

## 部屋代・食費の差額の払戻し

介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方で、やむをえず施設へ提示できず、表2の「負担限度額」を超えて、表3の「国の定める基準費用額」を超えない金額で支払いをした場合には、申請に基づき、差額の払戻しを受けることができます。詳しくは区役所保険年金課にお問い合わせください。

※支払った金額が表3の「国の定める基準費用額」を超える場合は、差額の払戻しができません。  
また、施設への支払いから2年を過ぎると申請ができなくなりますので、ご注意ください。

### 【差額支給の申請時に必要なもの】

・介護保険証 ・部屋代、食費の領収書 ・印鑑（朱肉を使うもの） ・振込先口座の確認ができるもの

## 高額医療・高額介護合算制度

各医療保険（「国民健康保険、健康保険組合などの社会保険（以下「被用者保険」といいます。）」、「後期高齢者医療制度」と、「介護保険」の自己負担の1年間の合計額が高額となった場合に、定められた自己負担上限額を超えた分が支給される制度です。

支給を受けるためには、区役所で申請手続きをする必要があります（申請の際、領収書の提示は不要です）。詳しくは、区役所保険年金課にお問い合わせください。

## 高額医療・高額介護合算制度における世帯の負担限度額

8月1日から翌年7月31日までの12か月間の合計

		後期高齢者医療制度 + 介護保険	被用者保険又は 国民健康保険+介護保険 (70~74歳の者がいる世帯)	被用者保険又は 国民健康保険+介護保険 (70歳未満の者がいる世帯)	
※ 限度額 区分	現役並み所得者 (上位所得者)	旧ただし書所得901万円超	67万円	67万円	212万円
		旧ただし書所得600~901万円以下			141万円
	一般	旧ただし書所得210~600万円以下	56万円	56万円	67万円
		旧ただし書所得210万円以下			60万円
	住民税非課税	低所得Ⅱ	31万円	31万円	34万円
		低所得Ⅰ	19万円	19万円	

※対象年度の末日(7月31日)における加入医療保険での高額療養費の限度額区分を適用します。  
※総合事業によるサービスを利用した場合は計算方法が異なることがあります。



## その他の利用者負担軽減

### 介護サービス自己負担助成（横浜市独自制度）

#### ●内 容

収入や所得などが一定の基準に該当する場合は、在宅サービスや認知症高齢者グループホームを利用する際の介護保険サービスの利用者負担（通常1割）と特別養護老人ホーム等の個室ユニット施設の居住費が軽減されます。詳しくは、区役所保険年金課にお問い合わせください。

#### ●利用のながれ

介護サービス自己負担助成（在宅サービス利用者負担助成、グループホーム助成、施設居住費助成）を利用するためには、区役所で申請手続きをする必要があります。申請により、助成対象者として認定を受けると、助成証が交付されます。

助成証をサービス事業者に提示することにより、軽減された利用者負担でサービスを利用できます。詳しくは、区役所保険年金課へお問い合わせください。

介護サービス自己負担助成と社会福祉法人による利用者負担軽減の両方を利用する場合は、区役所で一括して申請してください。

#### ●在宅サービス利用者負担助成

##### 〈対象サービス〉

(介護予防)訪問介護	(介護予防)短期入所生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)短期入所療養介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問看護	(介護予防)特定施設入居者生活介護※1※3	総合事業による訪問型サービス※2
(介護予防)訪問リハビリテーション	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ※1	総合事業による通所型サービス※2
(介護予防)通所介護※3	夜間対応型訪問介護	※1 短期利用(ショートステイ)の場合に限る。 ※2 指定事業者によるものに限る。 ※3 地域密着型を含む。
(介護予防)通所リハビリテーション	(介護予防)認知症対応型通所介護	
(介護予防)福祉用具貸与	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	

##### 〈助成対象要件及び助成内容〉

助成段階		第1段階	第2段階	第3段階
助成対象要件	収入基準等	生活保護受給者を除く介護保険料第1段階の方	市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が150万円以下の方 ※複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下となる方	第2段階以外の方
	資産基準	金融資産(現金、預貯金、有価証券)が350万円以下(複数人世帯の場合は、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下)であり、あわせて、居住用の土地(200㎡以下)及び家屋以外の不動産を所有していないこと		
助成内容		利用者負担を3%に軽減 また、なお残る自己負担額が4,500円を超える場合にその超えた額を助成	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が7,500円を超える場合にその超えた額を助成	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が12,300円を超える場合にその超えた額を助成

## サービスの利用者負担について

### ●グループホーム助成

〈対象サービス〉 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 ※ ※ 短期利用(ショートステイ)以外の場合を対象とします。

〈助成対象要件及び助成内容〉

助成段階	第1段階	第2段階	第3段階
助成対象要件	収入基準等	生活保護受給者を除く介護保険料第1段階の方	市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が150万円以下の方 ※複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下となる方
	資産基準	金融資産(現金、預貯金、有価証券)が350万円以下(複数人世帯の場合は、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下)であり、あわせて、居住用の土地(200㎡以下)及び家屋以外の不動産を所有していないこと	合計所得金額と課税年金収入額及びその他収入額の合計が80万円以下の方
その他の要件	・3か月以上横浜市に居住していること ・税法上の被扶養者でないこと		
助成内容	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が7,500円を超える場合にその超えた額を助成		利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が12,300円を超える場合にその超えた額を助成
	家賃・食費・光熱水費について、月額29,800円を上限として助成		

### ●施設居住費助成

〈対象サービス〉 施設サービス[介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設]、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護

〈助成対象要件及び助成内容〉

助成段階	第1段階	第2段階	
助成対象要件	収入基準等	生活保護受給者を除く介護保険料第1段階で、年間収入見込額の合計が50万円以下の方 ※複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下となる方	市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が50万円以下の方
	資産基準	金融資産(現金、預貯金、有価証券)が350万円以下(複数人世帯の場合は、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下)であり、あわせて、居住用の土地(200㎡以下)及び家屋以外の不動産を所有していないこと	
その他の要件	・介護保険負担限度額認定(第1・第2段階)を受けていること ・税法上の被扶養者でないこと		
助成内容	ユニット型個室の居住費を月額:5,000円程度助成(日額:165円)		

## 社会福祉法人による利用者負担軽減

社会福祉法人が行う対象サービスについて、利用負担額が軽減される場合があります。  
詳しくは健康福祉局高齢施設課(電話045-671-3923)にお問い合わせください。

〈対象サービス※1〉

特別養護老人ホーム※2	(介護予防)通所介護※2	(介護予防)短期入所生活介護
(介護予防)訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	看護小規模多機能型居宅介護
第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業※3	第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業※3	

※1 軽減内容により対象外となるサービスもあります。 ※2 地域密着型を含む。 ※3 自己負担割合が保険給付と同様のものに限り、

〈軽減対象要件及び軽減内容〉

軽減対象要件	軽減内容
・市民税非課税世帯 ・収入…単身世帯で年額150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円加算) ・資産…金融:単身世帯で350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円加算) …不動産:居住用の土地(200㎡以下)及び家屋以外の不動産を所有していないこと ※上記要件の全てに該当すること	原則として利用者負担額(介護サービス費の1割負担、食費、部屋代)の25%又は50%を軽減します。 ※介護保険負担限度額認定証をお持ちでない場合、特別養護老人ホーム・小規模多機能型居宅介護等の食費、部屋代は軽減対象外となります。
・生活保護受給者	特別養護老人ホーム等の個室利用時の部屋代を100%軽減します。

## サービスの利用者負担について

### 原爆被爆者の介護保険等利用被爆者助成事業

#### ●内 容

被爆者健康手帳の交付を受けている方は、一部の介護保険サービスについて、利用者負担なしで利用できる場合があります。詳しくは、神奈川県保健予防課(045-210-4907)へお問い合わせください。

## 交通事故にあったとき

### ●交通事故にあったときは早めに届出を

交通事故や傷害事件等、第三者(加害者)から傷害を受けたことが原因で介護保険のサービスを利用した場合は、介護費用の負担方法が異なりますので、「第三者の行為に係る届出書」を提出してください(介護保険サービスを利用しない場合には、届出は不要です)。

届出には、警察の交通事故証明書等も必要となりますので、お早めにお住まいの区の区役所保険年金課にご相談ください。

### ●介護費用は加害者が負担します

交通事故等で傷害を受けたことにより介護が必要になった場合には、被害者に過失がない限り、必要となった介護費用は加害者が負担するのが原則です。介護保険サービスを利用した場合、介護費用の保険給付分は横浜市が一時立て替えて支払い、後で被害者に代わって加害者に請求することになります。

### ●もし示談をしてしまうと・・・

被害者と加害者との話し合いが示談が成立してしまうと、その示談の内容が優先され、介護費用を加害者に請求できなくなることがあります。

示談成立後に利用したサービスについては、

①すでに横浜市からサービス提供事業者へ介護費用を支払っていた場合は、二重払いを避けるという趣旨から、横浜市が被保険者(被害者)に対して当該費用の返還請求を行うことがあります。

②横浜市からサービス提供事業者へ介護費用を支払っていない場合は、示談により受け取った介護費用に相当する額は、横浜市から保険給付できなくなり、全額自己負担による利用となります。

このようなことから、仮に示談を行う場合であっても、これらのことを十分踏まえた上で示談を行わないと、被保険者(被害者)の方に多大な負担がかかる可能性があります。

示談を行う場合は事前に連絡していただくとともに、示談成立の場合はすみやかに示談書の写しをお住まいの区の区役所保険年金課に提出してください。

